

**第2次刈谷市文化振興基本計画
中間改定版**

— はじめに —



文化で紡ぐかりやの未来 ～魅力あふれる文化のまちを目指して～

文化芸術は個人の趣味や楽しみにとどまらず、人々の生活に彩りを与え、魅力あるまちづくりを推進する力があります。特に近年では、社会経済状況の変化により、生活スタイルの変化やSDGsの考え方が広まり、教育や福祉の分野でも大きな効果があることが注目されています。

本市の文化芸術行政におきましては、平成30年3月に「第2次刈谷市文化振興基本計画」を策定し、「文化で紡ぐかりやの未来～魅力あふれる文化のまちを目指して～」を基本理念に掲げ、豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指してまいりました。

平成31年3月には、刈谷市歴史博物館が開館し、常設展や定期的で開催される企画展などを通じて歴史文化に触れる機会が増えてまいりました。本市の貴重な歴史資料を活用し、市民が文化芸術に親しみ、学ぶ機会を大切にしたいと考えております。

今回の中間改定を機に、これまで以上に市民と行政が一体となって、文化芸術を生かしたまちづくりに取り組むとともに、刈谷から新たな魅力を発信していくことを目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、懇話会委員をはじめご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

刈谷市長 稲垣 武

目次

第1章 計画の中間改定にあたって	1
1 中間改定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	3
4 文化芸術の範囲.....	4
5 文化振興とSDGs.....	5
第2章 文化芸術をとりまく現状と課題	6
1 人口の状況.....	6
2 文化芸術の現状.....	7
3 文化芸術に関する課題.....	21
第3章 基本理念と基本方針	23
1 基本理念.....	23
2 基本方針.....	24
3 計画の体系.....	26
第4章 施策	27
基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり.....	27
基本方針2 文化芸術の観光への活用.....	29
基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用.....	30
基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興.....	32
基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり.....	35
第5章 計画の推進に向けて	37
1 評価指標の設定.....	37
2 計画の評価・検証.....	37
資料編	38
1 文化芸術基本法.....	38
2 中間改定経過.....	44
3 刈谷市文化振興基本計画関連設置要綱.....	45
4 刈谷市文化振興基本計画策定委員・懇話会委員.....	47
5 市内の指定・登録文化財.....	48
6 用語集.....	52



計画の中間改定にあたって

1 中間改定の背景と趣旨

本市では、平成 30 年（2018 年）に「第 2 次刈谷市文化振興基本計画」（以下、本計画）を策定し、豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指してきました。

しかし、令和 2 年（2020 年）1 月から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延で、人々の生活様式が一変し、多くの文化芸術活動が中止や延期を余儀なくされました。このような社会情勢にあっても、文化芸術は人々の心豊かな社会を形成するうえで不可欠なものです。

一方で、平成 27 年（2015 年）に SDGs が国連で採択されたことを契機に、その考えが社会に広く浸透してまいりました。

こうした社会的背景の変化などを踏まえ、本市では計画期間の 10 年間の中間年度である令和 4 年度（2022 年度）に、本計画を見直し、改定を行いました。

【国・県の法令等について】

国においては、平成 13 年（2001 年）に「文化芸術振興基本法」が施行され、平成 29 年（2017 年）には、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的とした改正が行われ、「文化芸術基本法」が施行されました。

また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次）」では、文化芸術はすべての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産であると位置付けられています。

他にも「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現等へ寄与していくこととされています。

さらに、平成 30 年（2018 年）に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障害者による文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としていくこと

が明文化されました。

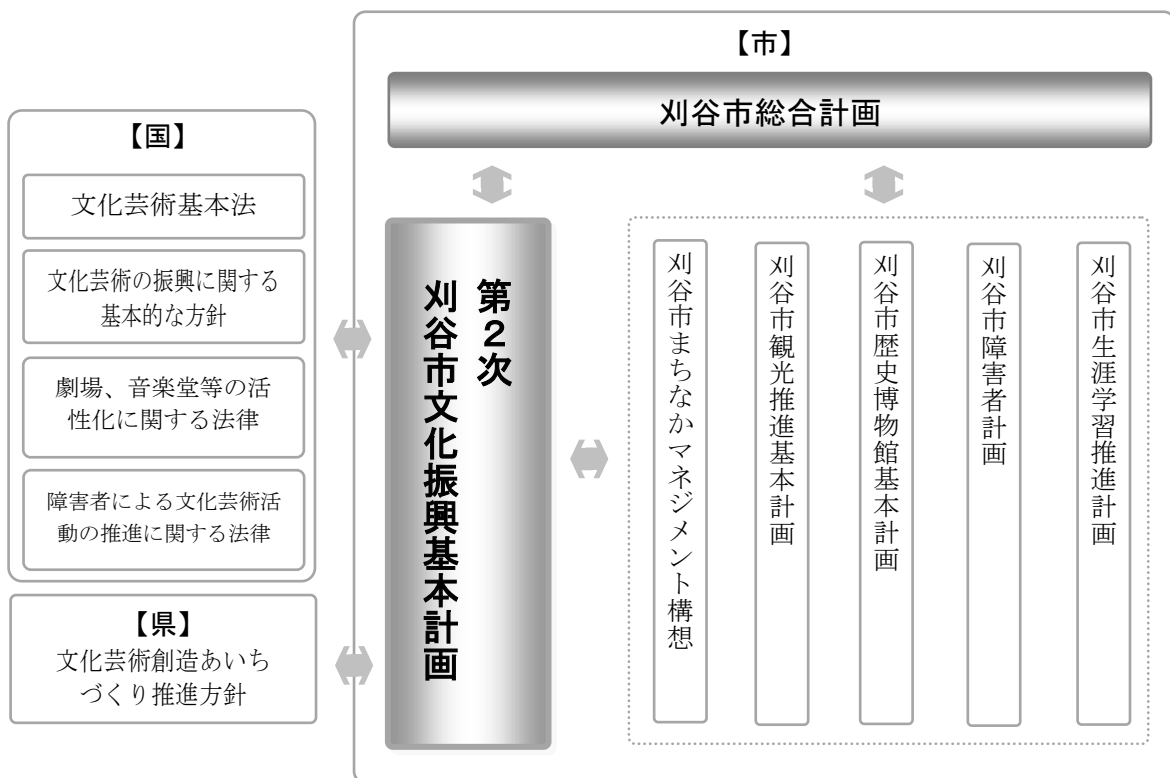
愛知県においては、「文化芸術創造あいちづくり推進方針 改定版」を平成 25 年（2013 年）に策定し、世界・未来に向けた“愛知発”の文化芸術の創造と展開を目指して文化芸術を担い支える人づくりや多様な個性・価値を実現する場づくり、地域文化を発掘・継承・発展させる仕組みづくりを進めてきました。その一環として、令和 4 年（2022 年）には国際芸術祭「あいち 2022」（旧あいちトリエンナーレ）を開催し、新たな芸術の創造・発信により世界の文化芸術を発展させることを契機に、現代芸術などの普及・教育により文化芸術を日常生活へ浸透させ、文化芸術活動を活発化することで、地域の魅力の向上を図っています。



2 計画の位置づけ

この計画は、国の「文化芸術基本法」を踏まえた本市の文化芸術に関する行政計画であり、刈谷市総合計画を上位計画とします。

また、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や、愛知県の「文化芸術創造あいちづくり推進方針」のほか、本市の「刈谷市まちなかマネジメント構想」、「刈谷市観光推進基本計画」、「刈谷市歴史博物館基本計画」、「刈谷市障害者計画」、「刈谷市生涯学習推進計画」の関連計画との整合性に配慮しています。



3 計画期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間とします。

なお、社会経済情勢や本市の文化芸術活動の変化、また計画の進捗状況を踏まえ、この改定版では令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）を対象期間としています。

4 文化芸術の範囲

文化芸術とは、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものです。その果たす役割は極めて重要であり、その範囲は幅広く捉えることができます。

この計画が対象とする「文化芸術」の範囲は、「文化芸術基本法」に示されているものを基本としますが、本市の文化芸術を育んできた豊かな歴史や風土といった地域特性も踏まえることとします。

「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
生活文化・国民娯楽及び出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽） 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 （地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

5 文化振興とSDGs

持続可能な開発目標（「SDGs」＝Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残されない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

文化振興の取り組みでは、「目標4：質の高い教育をみんなに」（すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する）、「目標10：人や国の不平等をなくそう」（国籍の違いや障害の有無に関係なく平等に）、「目標11：住み続けられるまちづくりを」（文化遺産や自然遺産を保護する）、「目標15：陸の豊かさを守ろう」（生物を保護し、絶滅を防ぐ）、「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」（効果的な、官民や地域の協力）などが関係しています。





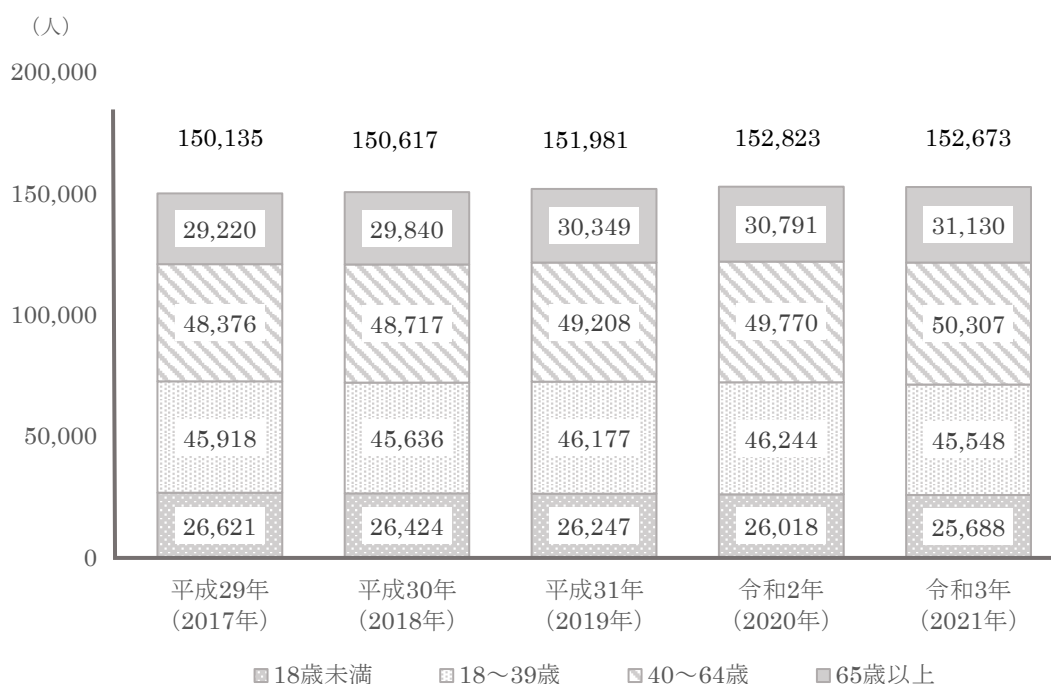
第 2 章

文化芸術をとりまく現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口

【年齢別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢別人口の推移をみると、令和3年（2021年）年4月1日現在の総人口は、152,673人となっており、平成29年（2017年）4月1日現在の総人口からの推移は微増しています。

年齢4区分別で見ると、39歳以下の人口は微減傾向にありますが、40歳以上の人口は増加傾向にあります。

2 文化芸術の現状

(1) 主な文化施設

本市には、総合文化センター（市民ホール）をはじめ、中央図書館、美術館、歴史博物館、郷土資料館など多くの文化芸術に関する施設があり、これらの施設において文化振興のための事業が数多く行われています。

ここでは、市内にある文化芸術関連の主な施設について整理しました。

○ 総合文化センター（市民ホール）

場所	若松町2丁目104番地
開設年月	平成22年（2010年）4月
館内概要	大ホール（1,541席）、小ホール（282席）、リハーサル室、ギャラリー 文化芸術団体などの活動拠点として発表の場を提供するとともに、自主事業を実施する場として利用されています。
主な取組	優れた舞台芸術の公演を実施するとともに、文化芸術団体などに発表の場を提供し、文化芸術に対する理解と文化芸術活動への参加意欲を高め、市民文化の向上に取り組んでいます。

○ 中央図書館

場所	住吉町4丁目1番地
開設年月	平成2年（1990年）5月
館内概要	書架、郷土・参考資料室、視聴覚室、各種会議室等 約70万冊の蔵書を有し、図書資料と学習の場所を提供しています。 村上文庫は国文学関係の貴重な書目を所蔵しています。
主な取組	図書資料を収集、保存、分類配列し、閲覧や貸出、利用相談を行います。また、読書講演会など、読書の啓発と市民の学習意欲の向上を図る取組を行っています。

○ 美術館

場所	住吉町4丁目5番地
開設年月	昭和58年（1983年）6月
館内概要	展示室、収蔵庫、研修室、茶室等 コレクション展と企画展を開催するとともに、市民の作品発表の場として展示室の貸出を行っています。
主な取組	美術作品を未来の世代に伝えていく目的のもと、調査研究、作品の収集・保存するとともに、コレクション展と年に2回程度の企画展の開催により作品に触れる機会を提供しています。また、市民の文化芸術に対する興味・関心を高めるために、教育普及活動、市民ギャラリーの貸出、茶室での呈茶を実施しています。

○ 歴史博物館

場所	逢妻町4丁目25番地1
開設年月	平成31年(2019年)3月
館内概要	展示室、収蔵庫、講座室、体験学習室、資料閲覧室等 刈谷の歴史に関する資料を所蔵し、展示公開しています。
主な取組	歴史資料を収集、保存、調査研究し、公開するとともに、常設展や年3回の企画展の開催、歴史に関連する体験講座などを行うことで、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供しています。

○ 郷土資料館

場所	城町1丁目25番地1
開設年月	昭和55年(1980年)5月(亀城小学校の旧本館を改修) 平成23年(2011年)4月(リニューアルオープン)
館内概要	展示室、研修室等 郷土の民俗に関する資料を所蔵し、昭和30年代の一般家庭や教室の再現展示などを実施しています。建物は国の登録有形文化財(建造物)です。
主な取組	郷土資料を収集、保存、調査研究し、公開するとともに、はた織り体験などを実施し、市民が郷土文化に親しみ、理解を深める機会を提供しています。



総合文化センター



中央図書館



美術館



歴史博物館



郷土資料館

(2) 市民意識調査

市民が市の現状をどのように感じているのか、また市政に対してどのような意見を持っているのかを把握するため、刈谷市総合計画に基づき実施しているアンケート調査です。定期的（2年に1回）に調査し、その結果をもとに、よりよいまちづくりを展開していくものです。

① 調査概要

調査年 平成26年度（2014年度）

平成28年度（2016年度）

平成30年度（2018年度）

令和2年度（2020年度）

令和4年度（2022年度）

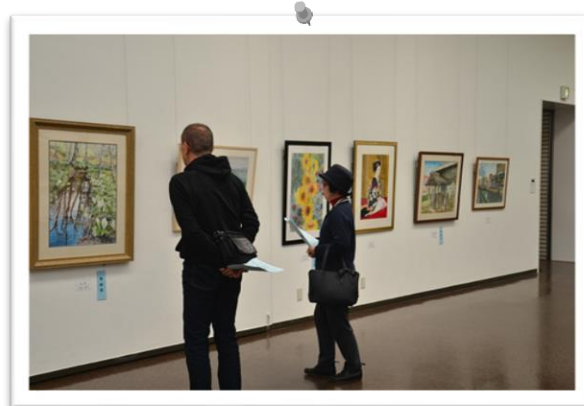
対象 市内在住の18歳以上の市民から無作為に抽出（5,000人）



バレエ舞台



アトリウムコンサート

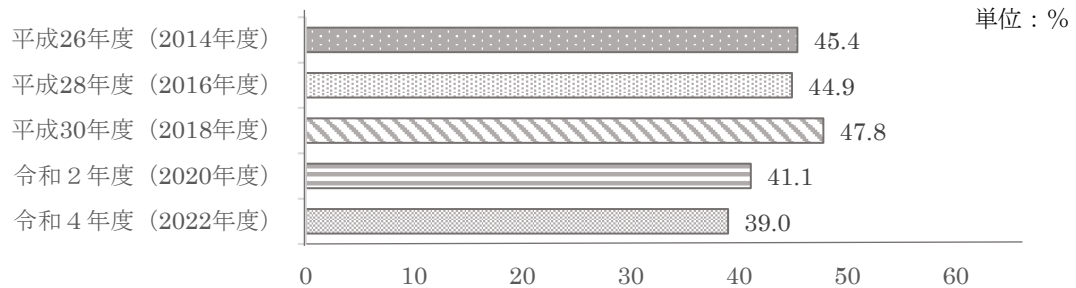


文化協会美術展

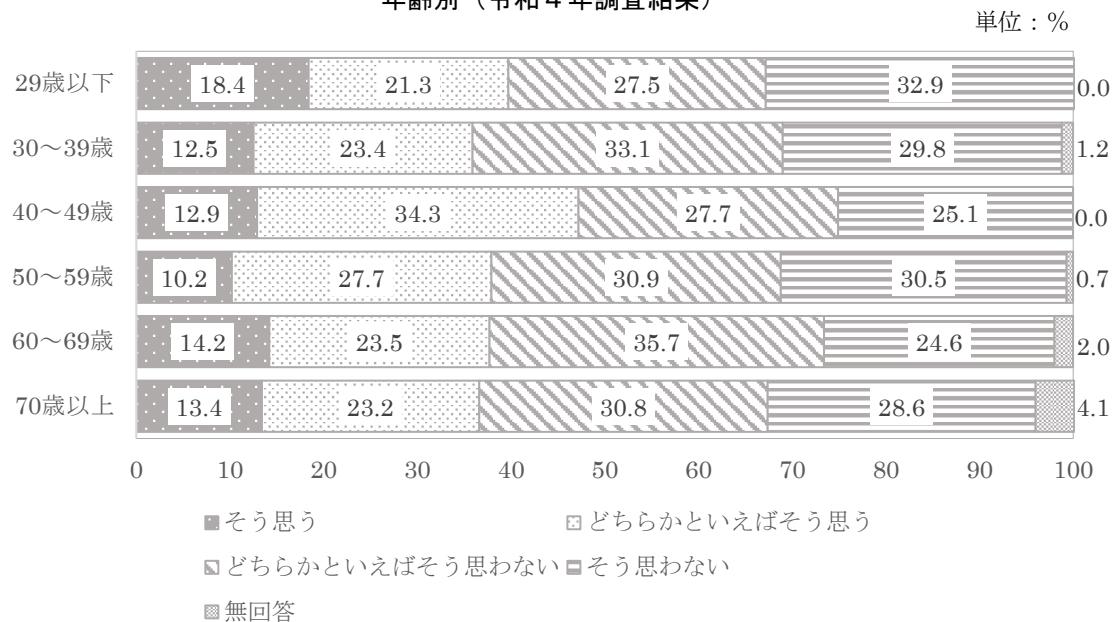
② 市民意識調査の結果

【 日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合 】

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合



年齢別 (令和4年調査結果)

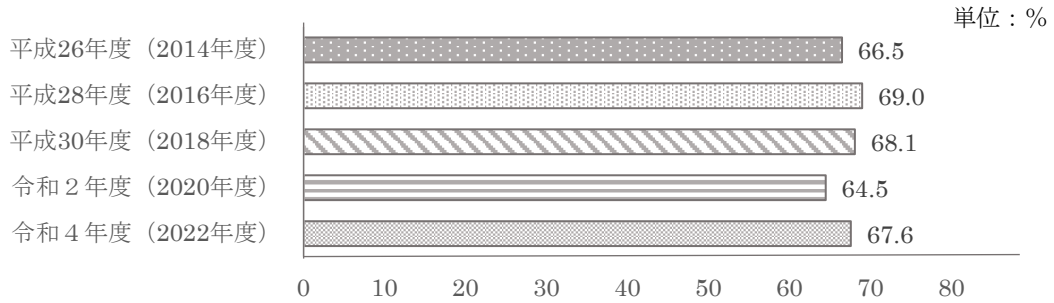


「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が、平成26年度(2014年度)では45.4%であったのに対し、令和4年度(2022年度)では39.0%と6.4%減少しています。

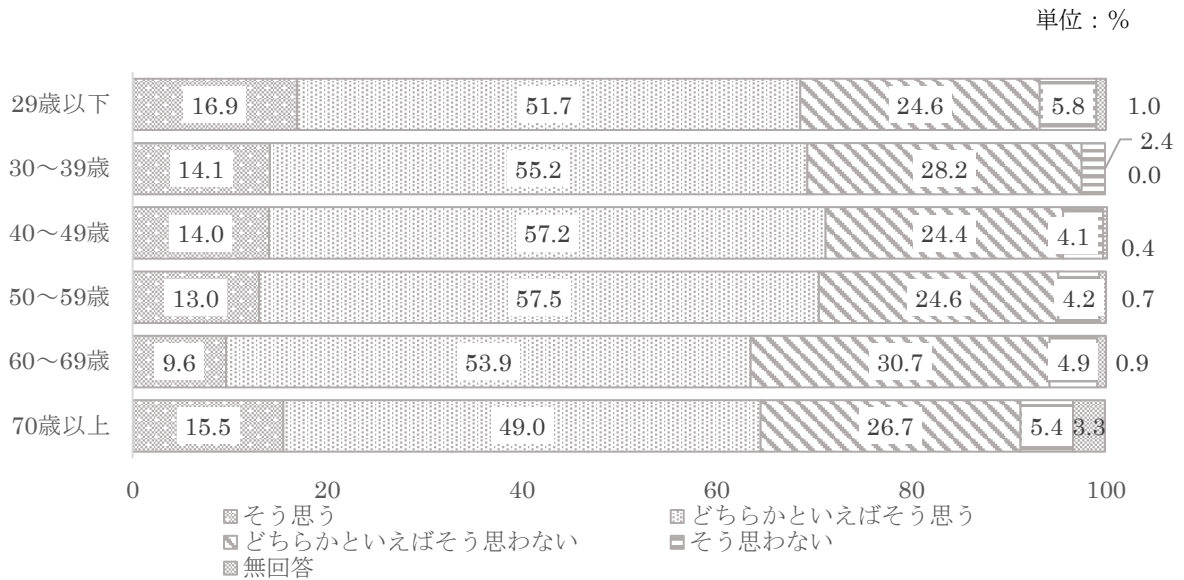
年齢別でみると、40～49歳が47.2%と最も高く、30～39歳が35.9%と最も低くなっており、10%以上の差が生じています。

【 創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合 】

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合



年齢別 (令和4年調査結果)

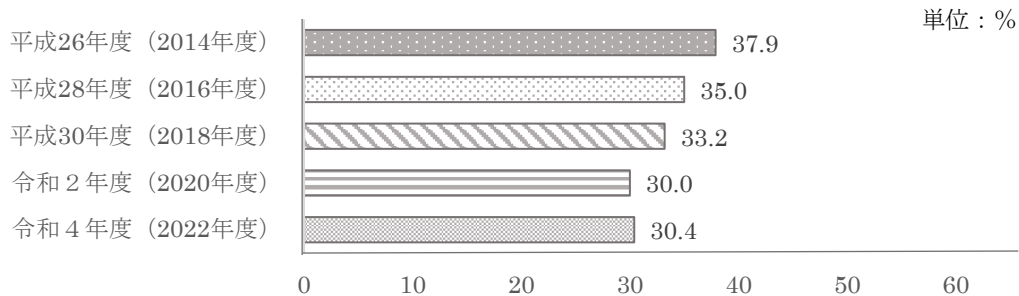


「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が、平成26年度(2014年度)では66.5%であったのに対し、令和4年度(2022年度)では67.6%と1.1%増加しています。

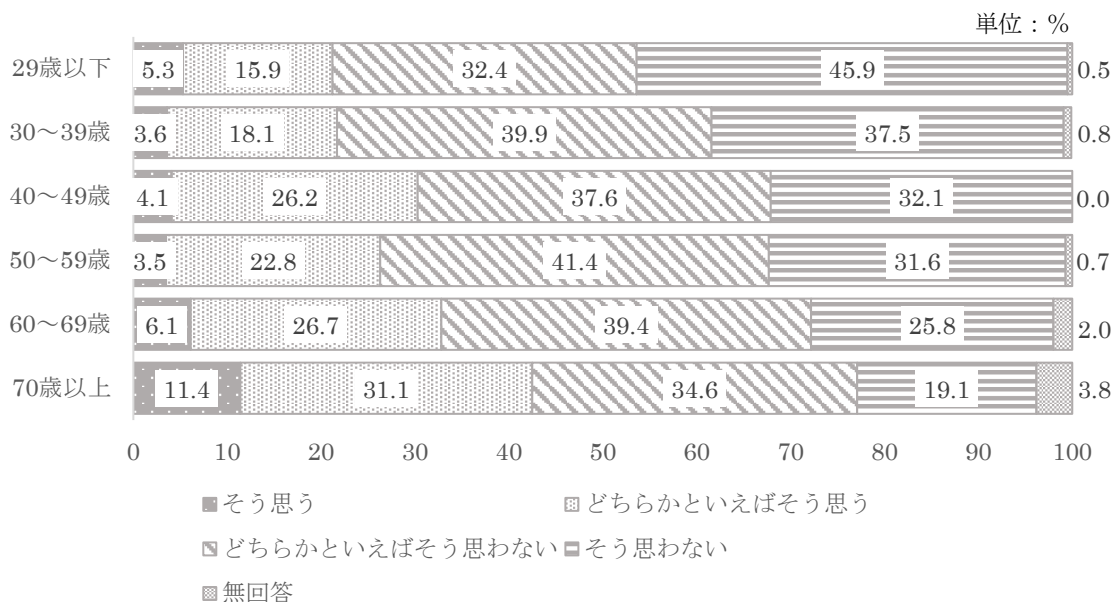
年齢別で見ると、40～49歳が71.2%と最も高く、60～69歳が63.5%と最も低くなっています。

【 刈谷の歴史に興味を持っている市民の割合 】

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合



年齢別 (令和4年調査結果)



「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が、平成26年度(2014年度)では37.9%であったのに対し、令和4年度(2022年度)では30.4%と7.5%減少しています。

年齢別で見ると、年代が高いほど割合は高くなる傾向があります。70歳以上が42.5%と最も高く、29歳以下が21.2%と最も低くなっており、20%以上の差が生じています。

(3) 団体ヒアリング調査

① 調査概要

調査年 令和4年度（2022年度）

対象 28団体

（文化芸術関連：12団体、歴史関連：5団体、観光関連：5団体、
協働関連：5団体、教育関連：1団体）

② 団体ヒアリング調査の結果

【文化芸術活動を行いやすい環境が整っていると思う割合】

（回答数 21 団体：複数回答有）

○「そう思う」と「少し思う」と回答したのは 15 団体（71%）でした。

理由としては

「一緒に活動するメンバーがいる」 14 団体

「施設や活動場所が充実している」 9 団体

「活動に対する補助を受けている」 9 団体

「活動場所が近場にある」 7 団体 等がありました。

○「あまり思わない」と回答したのは 2 団体（10%）でした。

理由としては

「活動を指導する人がいない」、「後継者がいない」の意見が各 1 団体ありました。

文化芸術活動を行う団体にとって、文化芸術活動を行いやすい環境が整っていると感じている団体が 7 割を超え、環境整備が進んできていることがわかります。

【文化芸術活動に参加しやすくするための情報提供がされていると思う割合】

（回答数 21 団体：複数回答有）

○「そう思う」と「少し思う」と回答したのは 17 団体（80.9%）でした。

理由としては

「市の広報を活用している」 14 団体

「インターネットを活用している」 7 団体

「SNS を活用している」 7 団体

「地区の回覧板を活用している」 4 団体 等がありました。

インターネット等の活用が進んでいる一方、依然として市の広報が広く活用されています。

【 文化芸術活動が観光振興に活用されていると思う割合 】

(回答数 21 団体：複数回答有)

○「そう思う」と「少し思う」と回答したのは 11 団体 (52.4%) でした。

○「あまり思わない」と回答したのは 5 団体 (23.8%) でした。

理由としては

「他のイベントと連携していない」 4 団体

「旅行会社と連携していない」 3 団体 等がありました。

5割を超える団体が、文化芸術活動が観光振興に活用されていると感じている一方、他のイベントや旅行会社と連携できていないとの意見も一定数あります。

【 近代化遺産・歴史的建造物を含めた

文化財等を生かしたまちづくりがされていると思う割合 】

(回答数 21 団体：複数回答有)

○「そう思う」と「少し思う」と回答したのは 14 団体 (66.6%) でした。

理由としては

「歴史博物館を活用している」 9 団体

「文化財等に触れる機会がある」 8 団体

「文化財等を知る機会がある」 7 団体 等がありました。

○「あまり思わない」と回答したのは 4 団体 (19.1%) でした。

理由としては

「歴史博物館を活用していない」 4 団体

「文化財等を知る機会がない」 3 団体 等がありました。

新たに歴史博物館ができたことで、文化財等を生かしたまちづくりがされていると感じている団体が6割を超えています。一方で歴史博物館を活用できていないという意見もあります。

【 文化施設について利用しやすい環境（設備を含む）が整っていると思う割合 】

（回答数 21 団体：複数回答有）

○「そう思う」と「少し思う」と回答したのは 17 団体（80.9%）でした。

理由としては

- 「施設が近場にある」 12 団体
- 「施設内に目的にあった部屋がある」 8 団体
- 「施設内の備品等が整っている」 6 団体 等がありました。

○「あまり思わない」と回答したのは 1 団体（4.8%）でした。

8割を超える団体が、文化施設について利用しやすい環境が整っていると感じており、施設の整備が充実していることがわかります。

【 文化芸術活動を支える人材の育成がなされていると思う割合 】

（回答数 21 団体：複数回答有）

○「そう思う」と「少し思う」と回答したのは 12 団体（57.1%）でした。

理由としては

- 「人材育成の機会がある」 11 団体
- 「人材育成する場所がある」 8 団体
- 「後継者・人材がいる」 3 団体
- 「人材育成についての相談者がいる」 3 団体 等がありました。

○「あまり思わない」と「全く思わない」と回答したのは 3 団体（14.3%）でした。

理由としては

- 「後継者・人材がいない」 3 団体
- 「人材育成の機会がない」 1 団体
- 「人材育成する場所がない」 1 団体
- 「人材育成についての相談者がいない」 1 団体 等がありました。

6割近い団体が文化芸術活動を支える人材育成がされていると感じている一方、後継者や人材育成の場所が不足していると悩んでいる団体もあります。

【 コロナ禍での文化芸術活動についての意見 】（自由記入）

- 感染症対策をしっかりと行っていれば、活動は精力的に行っても良いと思う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、催事を中止することにより伝統の継承ができなくなる恐れがある。
- 活動したい気持ちとコロナ禍の制約の狭間で、活動を継続するか否かの判断が難しい。
- 活動の制限中に実施する活動のモデルケースの紹介やアドバイスがあると助かる。

【 刈谷市の文化芸術、歴史がどのような姿になることが理想ですか。 】（自由記入）

- 誰でも参加しやすく、お互いが認め合える文化芸術が理想。
- 伝統芸能を発信しつつ、産業の街である点を観光に結び付け誘客する。
- 刈谷市ならではの芸術、歴史があっても良いと思う。
- 市民が知るためにも、情報発信の仕方に工夫が必要だと思う。



椎の木屋敷跡



トヨタ創業期試作工場



旧東海道



歴史博物館 刈谷城ジオラマ

(4) 第2次文化振興基本計画の施策の進捗状況

① 調査概要

調査年 令和4年度(2022年度)

対象 平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)に文化振興関連事業を行った部署など

② 施策別の実施状況

【基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり】

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

総合文化センター(市民ホール)をはじめとした公共施設において、音楽、演劇、映像など幅広い分野にわたり、文化芸術に親しむ機会の充実に努めました。

また、ボランティア団体による日本文化の紹介や文化芸術に関する講座を開講し、文化芸術に親しむ機会の充実に努めました。

(2) 文化芸術の情報発信の充実

ホームページや情報誌を活用し、文化芸術の情報発信に努めました。情報発信ツールの多様化にともない、SNS等を活用し、情報発信の充実に努めました。

【基本方針2 文化芸術の観光への活用】

(1) 観光振興との連携

新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、事業の中止または一部縮小して実施したものが多くありました。

【基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用】

(1) 歴史・文化財等の保存・継承

歴史博物館が開館し、歴史資料の収集・整理・保存・活用を図りました。また、文化財、刈谷城址の調査研究を行いました。

(2) 歴史・文化財等に親しむ機会の充実

歴史博物館での企画展の開催や収蔵品を中心とした常設展、万燈や山車の展示を通して、歴史や文化財等に親しむ機会の充実に努めました。また、郷土資料館において、はた織り体験講座を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供しました。

(3) 歴史・文化財等の資源の情報発信

文化財マップやパンフレットを活用し、歴史や文化財等を広く発信しました。また、ガイドボランティアなどによる市内の史跡めぐりや近代化遺産等の案内により、歴史や文化財等の周知に努めました。

【基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興】

(1) 文化施設の有効活用

総合文化センター（市民ホール）では、幅広いジャンルの公演を開催し、美術館や歴史博物館、郷土資料館では、常設展や企画展等を開催するなど、市内の文化施設を積極的に活用し、文化芸術の振興に努めました。

【基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり】

(1) 文化芸術の担い手づくり

文化芸術に関連する大学から施策の助言を受けながら、講座の開催や作品展示等を行い、連携して事業に取り組みました。また、アーティストの指導によるワークショップを開催しました。

(2) 文化芸術活動の支援

文化芸術団体の事業と運営に対して補助金を交付し、活動を支援しました。また、文化芸術団体が企画した展示会や公演会等を後援しました。



十朋亭



佐喜知庵

③ 事業の進捗状況と今後の方向性

第2次文化振興基本計画では、全135事業の取組により文化芸術の振興に努めています。平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)における全体の事業進捗状況と各事業の今後の方向性は以下のとおりです。

【事業の進捗状況】

基本方針 施策の方向性		予定通り 実施でき た	概ね予定 通り実施 できた	予定通り 実施でき なかった	全く実施 できなか った
基本方針1 文化芸術を生かした まちづくり	(1) 文化芸術に親しむ 機会の充実	6	7	0	0
	(2) 文化芸術の情報発 信の充実	15	1	0	0
基本方針2 文化芸術の観光への 活用	(1) 観光振興との連携	4	2	3	1
基本方針3 歴史・文化財等の継 承と発信及び活用	(1) 歴史・文化財等の保 存・継承	11	2	3	1
	(2) 歴史・文化財等に親 しむ機会の充実	9	2	0	0
	(3) 歴史・文化財等の資 源の情報発信	3	1	0	0
基本方針4 施設等を活用した文 化芸術の振興	(1) 文化施設の有効活 用	35	8	1	0
基本方針5 文化芸術を創造し支 える人づくり	(1) 文化芸術の担い手 づくり	6	5	2	0
	(2) 文化芸術活動の支 援	6	1	0	0
合計(全135事業)		95事業 70.4(%)	29事業 21.5(%)	9事業 6.6(%)	2事業 1.5(%)

【各事業の今後の方向性】

基本方針 施策の方向性		完了済事業	計画通り 実施予定	内容を変更 して 実施予定
基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり	(1)文化芸術に親しむ機会の充実	0	13	0
	(2)文化芸術の情報発信の充実	0	16	0
基本方針2 文化芸術の観光への活用	(1)観光振興との連携	0	10	0
基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用	(1)歴史・文化財等の保存・継承	2	15	0
	(2)歴史・文化財等に親しむ機会の充実	2	9	0
	(3)歴史・文化財等の資源の情報発信	1	3	0
基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興	(1)文化施設の有効活用	5	39	0
基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり	(1)文化芸術の担い手づくり	0	13	0
	(2)文化芸術活動の支援	0	7	0
合計 (全 135 事業)		10 事業 7.4(%)	125 事業 92.6(%)	0 事業 0(%)

3 文化芸術に関する課題

本市における文化芸術をとりまく現状や、市民意識調査、団体ヒアリング調査、第2次文化振興基本計画の施策の進捗状況などから、重点課題を整理しました。

課題1 文化芸術の活性化と発信

団体ヒアリング調査では、「文化芸術活動に参加しやすくするための情報提供がされていると思う割合」が高い一方で、市民意識調査では、「日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合」は減少傾向にあります。そのため、情報に触れる機会の創出や情報を受け取りやすい環境の整備など、今後もより一層文化芸術に触れることのできる仕組みづくりが必要です。

文化芸術に関する情報発信については、情報誌やインターネット、SNS等を活用している団体が多くあります。今後も、さまざまな情報発信の媒体を活用するとともに、幅広く広報することが求められています。

また、社会経済情勢の変化に合わせ、感染症対策等を実施しながら文化芸術活動を継続できるよう文化芸術団体に働きかけるとともに、各種施策を実施することが求められています。

課題2 文化資源の観光への活用

新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、祭りや文化資源を活用した多くのイベントが開催の中止や規模の縮小を求められました。来場者の減少に対し、文化芸術と観光を結び付けた、官民一体となった誘客の仕組みづくりを構築することで、文化芸術に関する情報をさらに広く発信し、観光イベント等の来場者数を増加させることが必要です。



亀城公園（桜まつり）

課題3 歴史・文化財等の保存と継承

万燈祭、山車祭をはじめとする無形・有形民俗文化財等の伝統的な祭りなどを次世代に引き継ぐとともに、その魅力を市内外に向けて発信していくことが必要です。

また、刈谷城址としてふさわしくなるよう、石垣、隅櫓、堀等の復元や、近代化遺産、歴史的建造物を含めた文化財等を保存継承し、歴史的資源を生かしたまちづくりが必要であると考えます。

そのため、歴史博物館の活用や資料のデジタル化を通して文化財等を保護するとともに、それらの文化財等を活用し、市民誰もが地域にある歴史・文化財等を学ぶことができる機会をつくり、親しみをもってもらうことが必要です。

課題4 文化施設の有効活用

団体ヒアリング調査では「文化施設について利用しやすい環境（設備を含む）が整っていると思う割合」が80.9%でしたが、市民意識調査では「創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合」は60%台に留まっています。

そのため、市民誰もが文化芸術に触れる機会がより一層創出されるよう、文化施設の維持管理や更新に取り組み、文化芸術の振興のための環境づくりが求められています。

課題5 文化芸術を担う人づくり

本市には、文化芸術の伝承を担う団体やガイドボランティアグループのほか、さまざまな活動に携わる団体があり、その構成人数は増加しています。しかし、活動団体によっては、メンバーの減少や高齢化、後継者不足、人材を育成する場所がない等の、活動を継続する上での課題があります。

また、他団体との連携が必要と考えている団体は多くありますが、交流の機会や場所がないなど、活動に関する問題を抱えている団体もあります。

そのため、文化芸術に関する講座などを開催し、専門的な知識を有する人材やボランティアを育成するほか、必要に応じて他団体との交流の場や情報を提供するなど、連携に向けて、社会経済情勢の変化に合わせた具体的な方法や、その足掛かりを支援することが必要です。



基本理念と基本方針

1 基本理念

文化芸術は、人々に生きがいや精神的なゆとりを与え、心の豊かさをもたらすだけでなく、まちの魅力や活力を生み出す源となります。

本市の文化芸術は、さまざまな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じて育まれてきました。

これからも、本市の文化芸術を市民の共通の資源として捉え生かしながら、刈谷らしい魅力あふれる文化のまちを創造し、未来へ紡いでいかなければなりません。

このような考えのもと、本市の文化振興に向け「文化で紡ぐかりやの未来 ～魅力あふれる文化のまちを目指して～」を基本理念に定めています。

**文化で紡ぐかりやの未来
～魅力あふれる文化のまちを目指して～**



2 基本方針

本市が抱えている文化芸術に関する課題を解決し、基本理念の実現と SDGs の達成を目指した取組を行うため、次のとおり基本方針を掲げ、施策の方向性を定めます。

基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術の担い手は市民一人ひとりであり、文化振興にあたっては、市民が積極的、自主的な文化芸術活動を行うことができる環境づくりが必要です。

市民自らが文化芸術活動を行うためには、文化芸術に関する情報が重要となります。市民誰もが文化芸術活動に参加しやすくするためにも、情報提供に一層取り組みます。

また、社会経済情勢の変化に合わせ、感染症対策等を実施しながら文化芸術活動を継続できるよう文化芸術団体に働きかけるとともに、市民誰もが音楽、演劇、古典芸能などの文化芸術に対する関心や理解を深めることができる普及啓発の取り組みや、公共施設などで身近に文化芸術に触れる機会を拡充します。

基本方針2 文化芸術の観光への活用

刈谷らしさを生かしたまちづくりを推進することは、市外の人々から本市を知ってもらい、訪れてみたいと思うまちにつながるとともに、市民のまちに対する誇りや愛着へとつながります。

そのため、文化資源を活用した観光の活性化を図り、本市の文化芸術の魅力を発信します。

基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用

本市の歴史の中で醸成された伝統文化や文化財等は市民の貴重な財産であるとともに、本市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、文化財等の収集と保存に努めることが必要です。

また、刈谷の歴史を感じさせる城跡づくりの取り組みや、近代化遺産・歴史的建造物を含めた文化財等を生かしたまちなみづくりなど、その効果的な活用を図ることで、市民誰もが歴史・文化財等への興味や関心を高められるようにします。

さらに、市内の歴史関係団体などと連携して、貴重な文化財等を適切に収集・保存・研究するとともに次世代へと継承し、これらの情報を市内外の人に発信することで、まちづくりなどに活用していきます。

基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興

本市には、さまざまな文化施設があります。これらの文化施設を、市民誰もが利用しやすくなるよう、それぞれの文化施設の特徴を生かしながら、利用促進を図っていきます。

また、文化芸術活動の場の創出を図るため、文化施設以外の公共施設なども有効活用していきます。

基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり

これからの文化芸術を担う子どもや若者たちの感性や想像力を育むことができるよう、文化芸術団体などと連携し、文化芸術や歴史を学び親しむ機会の充実を図ります。

また、行政のみでなく、市民、アーティスト、事業者など幅広い主体が連携し、文化芸術活動を支えるコーディネーターやボランティア、専門的な知識を有するスタッフ、さらには伝統文化や文化芸術団体の後継者といった人材を育成していくとともに、文化芸術団体などが主体となって実施する文化芸術活動を支援し、その育成を図ります。

3 計画の体系

基本理念

基本方針

施策の方向性

文化で紡ぐかりやの未来
 魅力あふれる文化のまちを目指して

1 文化芸術を生かしたまちづくり

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

(2) 文化芸術の情報発信の充実

2 文化芸術の観光への活用

(1) 観光振興との連携

3 歴史・文化財等の継承と
 発信及び活用

(1) 歴史・文化財等の保存・継承

(2) 歴史・文化財等に親しむ機会の
 充実

(3) 歴史・文化財等の資源の情報発信

4 施設等を活用した文化芸術
 の振興

(1) 文化施設の有効活用

5 文化芸術を創造し支える
 人づくり

(1) 文化芸術の担い手づくり

(2) 文化芸術活動の支援



基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり



(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

～文化芸術に関する関心や理解を深めるための取り組みや、文化芸術に触れる機会を提供します～

項目	取組内容
国際文化芸術鑑賞・体験	ボランティア団体による着物や茶道の体験教室の開催など、外国人市民に向けて日本文化を紹介します。また、外国の文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供します。
芸術家の指導による創作活動	総合文化センター（市民ホール）や美術館において、芸術家から直接指導を受けながら創作活動ができる機会を提供します。
市民講座	文化芸術に関する講座を生涯学習センターなどにおいて開講します。
市民大学講座	各界で活躍中の著名人を講師に迎え、市民に学習の機会を提供します。
舞台芸術鑑賞	総合文化センター（市民ホール）において、音楽、演劇、古典芸能など幅広いジャンルの舞台芸術作品の鑑賞機会を提供します。
文化芸術鑑賞講座	解説付きコンサート、展示会における作品ガイドツアー、鑑賞講座などを開催し、文化芸術に親しむ機会を提供します。
まちなかコンサート	市内の公共施設を中心にコンサートを開催し、市民が気軽に演奏を楽しむ機会を提供します。
芸術家との協働	レジデントアーティストなどと連携し、コンサートやワークショップを開催します。
メディアアート体験	映像や音楽を用いた芸術作品に親しむ機会を提供します。
オリジナル芸術作品の制作	刈谷独自の地域資源（歴史・自然・観光・産業資源など）を取り入れたオリジナルの舞台作品や映像などを、市民参加で制作します。
障害者支援	障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援するなど、文化芸術に触れる機会の創出を図ります。

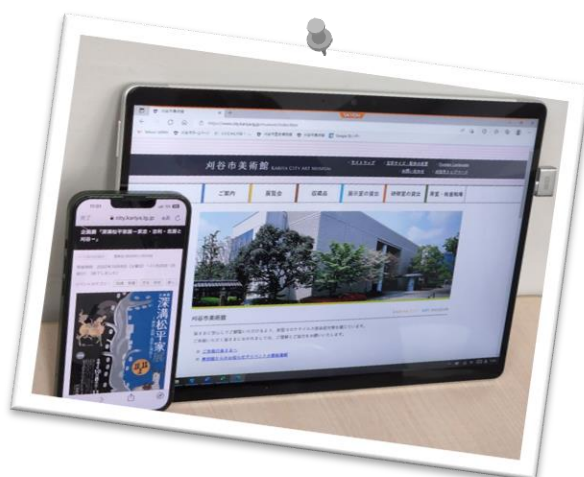
(2) 文化芸術の情報発信の充実

～文化芸術活動に参加しやすくするための情報提供を充実させます～

項目	取組内容
ホームページ等の活用	市民誰もが閲覧しやすいホームページやSNSを活用するなど、文化芸術に関するイベントの情報を発信します。
情報誌等の活用	市民誰もが情報を受け取れるよう、イベント案内を情報誌などに掲載するとともに、観光案内所や小中学校、障害者施設等を通じて、情報を発信します。
パブリシティの促進	文化芸術に関する事業が、ニュースや新聞、雑誌等にとりあげられるよう情報発信します。
市民活動情報サイトの活用	文化芸術に関するボランティア団体の情報を掲載し、市民や団体に活動内容を発信します。
ネット会員へのサービス提供	総合文化センター（市民ホール）において開催する公演を対象に、チケットの優先販売、メールマガジンによる情報提供を行うとともに、ネット会員の一層の確保に努めます。



パンフレットの活用



SNSの活用

基本方針2 文化芸術の観光への活用



(1) 観光振興との連携

～文化資源を活用した観光の活性化を図り、本市の文化芸術の魅力を発信します～

項目	取組内容
各種イベントへの参加	歴史文化を紹介するPRブースの出展や、刈谷城盛上げ隊によるPRを行います。
ポップカルチャーの発信・支援	アニメや漫画などの大衆向けの文化に関連したイベントの情報発信と支援を行います。
無形民俗文化財等の活用	誘客を図るため、市内の無形民俗文化財等を市内外に広く発信します。
無形民俗文化財等の披露・支援	無形民俗文化財等の保存団体が、国や県が主催する大会などに参加することを支援します。
歴史関連施設の活用	歴史博物館や郷土資料館、依佐美送信所記念館などへのさらなる来館を促すため、企画展示やイベントを行います。
歴史的資源の活用	歴史の小径を活用した史跡めぐりなどを通じて、市内の歴史的資源を広く発信します。
小堤西池のカキツバタ群落の活用	国指定の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落の魅力を、さまざまな機会を捉えて、市内外に広く発信します。



万燈祭



アニメコレクション

基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用



(1) 歴史・文化財等の保存・継承

～文化財等の収集と保存に努め、次世代へ継承します～



項目	取組内容
歴史博物館の活用	歴史博物館を歴史資料の保存・継承の場として活用し、市民誰もが歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
歴史資料の収集・整理・保存・活用	収集・寄託された古文書をはじめとする歴史資料の整理や、出土した埋蔵文化財の適正な保存を図り、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
デジタル化の推進	歴史資料などをデジタル化し、歴史博物館において閲覧できるようにします。
遺跡・文化財等の調査	開発に伴う遺跡の調査や、文化財等の調査を行います。
刈谷城址の保存・活用	刈谷城址の調査研究を行い、歴史・文化財等を生かしたまちなみづくりやイベントなどに活用します。
近代化遺産の保存・活用	近代化遺産（依佐美送信所の送信設備など）を保存し、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
歴史的建造物の保存・活用	歴史的建造物（神社仏閣、古民家など）を保存し、イベントや歴史・文化財等を生かしたまちなみづくりに活用します。
文化財等の保存支援	市指定の有形文化財や民俗文化財、また無形民俗文化財の道具などの修復補助を行い、適正な保存を支援します。
無形民俗文化財等の伝承支援	無形民俗文化財等の保存団体に、伝承活動の支援を行います。
無形民俗文化財等の披露・支援（再掲）	無形民俗文化財等の保存団体が、国や県が主催する大会などに参加することを支援します。
小堤西池のカキツバタ群落の保護・増殖	専門家の指導のもと、除草作業や竹の伐採などを行い、カキツバタが増殖しやすい環境を整備します。



小堤西池のカキツバタ群落



野田雨乞笠おどり

(2) 歴史・文化財等に親しむ機会の充実

～文化財等を活用し、歴史・文化財等に親しむ機会を充実させます～

項目	取組内容
歴史博物館企画展	テーマを定めた企画展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館常設展	収集した歴史資料を中心に常設展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館祭り展示・体験	万燈や山車などを展示し、体験コーナーで市民が祭りを肌で感じられる機会を提供します。
郷土資料館常設展	民具を中心とした収蔵品の常設展を開催し、昭和の暮らしを学ぶ機会を提供します。
伝統文化体験講座	郷土資料館において、はた織り体験講座を継続して実施するとともに、歴史博物館においても伝統文化を体験できる講座を実施します。
史跡めぐり	ボランティア団体と連携しながら、史跡を散策し、刈谷の歴史を学ぶ機会を提供します。
加藤与五郎展示室の活用	南部生涯学習センターにある加藤与五郎展示室を活用し、郷土の偉人の業績を市民に伝えます。
村上文庫の活用	村上文庫に関する情報を発信し、公開します。
障害者支援	障害のある人が歴史・文化財等に触れる機会の創出を図ります。

(3) 歴史・文化財等の資源の情報発信

～貴重な文化財等の情報発信を行い、まちづくりなどに活用します～

項目	取組内容
各種イベントへの参加（再掲）	歴史文化を紹介するPRブースの出展や、刈谷城盛上げ隊によるPRを行います。
ホームページ等の活用	市民誰もが閲覧しやすいホームページやSNSを作成します。また、広報紙や文化財マップ、パンフレット等を配布し、歴史や文化財等を広く発信します。

基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興



(1) 文化施設の有効活用

～文化芸術の振興を図るため、文化施設を有効活用します～

① 総合文化センター（市民ホール）

項目	取組内容
ホールやリハーサル室の活用	市民の文化芸術への興味関心を向上させるため、幅広いジャンルの公演を開催します。
ギャラリーの活用	文化芸術活動を行う人たちを支援するため、ギャラリーで学生や若手作家などの作品を展示します。
アトリウムの活用	市民が気軽に音楽に触れることができるよう、アトリウムを会場として、コンサートを開催します。

② 図書館

項目	取組内容
読書講演会	講演会を開催し、読書の啓発と市民の学習意欲向上を図ります。
展示会	図書館内に刈谷にまつわることや時事に関するコーナーを設け、参考資料を紹介・提供します。
図書資料の収集・保存・提供	図書・視聴覚などの図書資料を収集・保存・分類配列し、閲覧や貸出を行うとともに、資料の利用相談に応じます。
学校への図書配送	小中学校などの要望に応じて図書資料を配送し、学習内容に対応した資料の提供に努めます。
おはなし会	図書館や市民センターなどにおいて、おはなし会やストーリーテリングを定期的に行い、読書を啓発します。
学校・大学等との連携	学校、大学などの図書館と連携し、相互貸借による蔵書の公開に取り組みます。
森三郎の顕彰	森三郎にちなんだ創作童話の募集及び表彰を定期的に行うとともに、毎年小中学生から森三郎作品の読書感想文や創作作文を募集し、表彰します。
活字文化の普及啓発	ボランティア団体と協働で、読み聞かせやストーリーテリングを実施し、活字文化の普及啓発を図ります。
多言語による情報提供	外国人が利用しやすいよう、英語、ポルトガル語、中国語等による案内や多言語による図書資料の収集・提供をします。
情報提供サービスの充実	資料のデジタル化により電子情報を充実させ、図書資料と電子情報を組み合わせた情報提供に取り組むとともに、幅広い資料を収集することで、情報の充実を図ります。

③ 美術館

項目	取組内容
美術館企画展	近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品を中心に企画展を実施します。
美術館常設展	美術館が収蔵する近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品の常設展を実施します。
個人呈茶	佐喜知庵で呈茶を実施し、伝統文化である茶道に気軽に親しむ機会を提供します。
教育機関との連携	企画展と関連させた児童・生徒を対象とした鑑賞会のほか、教員対象の鑑賞会や鑑賞教育の研究会を実施します。
教育普及	創作体験、美術作品の解説ツアー、子ども向けの体験事業など、企画展と関連させながら、美術を学ぶ機会を提供します。
市民ギャラリー	美術家や美術団体などの作品発表の場として、展示室の貸出を行います。
美術作品の購入・受入	近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品の購入や寄贈の受入れを行います。

④ 歴史博物館

項目	取組内容
歴史博物館の活用（再掲）	歴史博物館を歴史資料の保存・継承の場として活用し、市民誰もが歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
歴史博物館企画展（再掲）	テーマを定めた企画展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館常設展（再掲）	収蔵した歴史資料を中心に常設展を開催し、歴史や文化財等を学ぶ機会を提供します。
歴史博物館祭り展示・体験（再掲）	万燈や山車などを展示し、体験コーナーで市民が祭りを肌で感じられる機会を提供します。
歴史資料の収集・整理・保存・活用（再掲）	収集・寄託された古文書をはじめとする歴史資料の整理や、出土した埋蔵文化財の適正な保存を図り、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
デジタル化の推進（再掲）	歴史資料などをデジタル化し、歴史博物館において閲覧できるようにします。
文化財等体験講座・歴史講演会	体験講座（土器作り、勾玉作りなど）や歴史講演会を開催し、文化財等を身近に体験・学習できる機会を提供します。
教育普及	小中学生を対象とした見学や体験講座などを実施し、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

⑤ 郷土資料館

項目	取組内容
郷土資料館常設展（再掲）	民具を中心とした収蔵品の常設展を開催し、昭和の暮らしを学ぶ機会を提供します。
民俗資料の収集・整理・保存・活用	収集・寄託された農機具をはじめとする民俗資料の適正な保存を図り、市民が歴史に親しみ、学ぶ機会を提供します。
はた織り文化伝承	三河地域の木綿や織物の文化を伝承するため、はた織りの体験講座を実施します。
教育普及	小学生を対象とした見学や体験講座などを実施し、郷土の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

⑥ その他

項目	取組内容
活動場所の提供	総合文化センター（市民ホール）や生涯学習センターなどにおいて、施設の貸出を行います。
施設見学の受け入れ	総合文化センター（市民ホール）・図書館・美術館などにおいて、学校による施設見学や職場体験を受け入れます。
市民センター学習発表会	市民センターにおいて学習発表会を開催し、市民グループが日頃の成果を発表する機会を提供します。



郷土資料館「親子はた織り教室」



美術館企画展「せなけいこ展」

基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり



(1) 文化芸術の担い手づくり

～文化芸術団体等と連携し、文化芸術活動を支える人材の育成に努めます～

項目	取組内容
大学との連携	文化芸術に関連する大学から施策の助言を受けながら、連携して事業に取り組みます。
広域圏内との連携	衣浦東部広域行政圏や衣浦定住自立圏内の文化施設などと、文化行政の連携を深めます。
学校への派遣	学校へ伝統文化の指導者や文化芸術団体、ボランティアを派遣し、子どもが文化芸術に触れる機会を提供します。
市民アーティストの起用	まちなかコンサートにおいて、地元で活動する音楽家に発表の機会を提供します。
美術館ボランティアの育成	美術館で実施するワークショップにおいて、ボランティアを育成・活用します。
芸術家の指導による創作活動（再掲）	総合文化センター（市民ホール）や美術館において、芸術家から直接指導を受けながら創作活動ができる機会を提供します。
小中学校との連携	小中学校におけるアウトリーチコンサートの開催など、連携事業に取り組みます。
子どもの読書活動の推進	「子ども読書の日」（4月23日）の啓発事業などを通じて、子どもの読書活動の意義や重要性を伝えます。
童話を書く講座	森三郎童話賞への応募を目指した市民向けの講座を開催し、童話の創作活動の普及を図ります。
活字文化の普及啓発（再掲）	ボランティア団体と協働で、読み聞かせやストーリーテリングを実施し、活字文化の普及啓発を図ります。
担い手づくり	行政のみでなく、市民、アーティスト、事業者など幅広い主体が連携を図られるよう支援します。

(2) 文化芸術活動の支援

～文化芸術団体の活動を支援し、その育成を図ります～

項目	取組内容
市民企画の文化芸術イベントの支援	市内の文化芸術団体が企画した展示会や、公演会などを支援します。
文化芸術団体への支援	刈谷文化協会や刈谷音楽協会などの文化芸術団体の活動を支援します。
ボランティア団体の活動支援	史跡めぐり及び依佐美送信所記念館の案内を担うボランティア団体の活動を支援します。
図書館ボランティアの活動支援	読み聞かせなどを行うボランティア団体の活動や、指導者の育成を支援します。
子どもの読書活動推進体制の充実	学校・ボランティア・市立図書館ネットワーク会議を通じて、子どもが読書に親しむ機会を提供するボランティア団体などの活動を支援します。
総合文化センター市民スタッフの活動支援	市民スタッフが企画・運営する、ホール事業をはじめとした自立的な活動を支援します。



史跡めぐり



依佐美送信所記念館

計画の推進に向けて

1 評価指標の設定

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針のもと、市民や団体、事業者と連携を図りながら事業を展開し、文化芸術の振興に努めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響、市民意識調査の結果及び、第8次総合計画の指標と合わせ、令和9年度（2027年度）の目標値を変更しました。

この基本理念の達成状況を把握するため、基本方針ごとに評価指標を設定し、本計画の最終年度である令和9年度（2027年度）の目標値の達成に向けて、各事業に取り組んでいきます。

基本方針	指標	現状値		目標値	
		平成 28 年度 (2016 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	策定時の目標値
基本方針 1 文化芸術を生かしたまちづくり	日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合	44.9%	39.0%	48.5%	
			48.0%	50.0%	
基本方針 2 文化芸術の観光への活用	観光イベントの来場者数	381,408 人	180,000 人	450,000 人	
			450,000 人	500,000 人	
基本方針 3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用	歴史に興味を持っている市民の割合	35.0%	30.4%	35.0%	
			38.0%	40.0%	
基本方針 4 施設等を活用した文化芸術の振興	創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合	69.0%	67.6%	70.0%	
			72.0%	75.0%	
基本方針 5 文化芸術を創造し支える人づくり	文化芸術に関するボランティア活動団体会員数	5,715 人	7,231 人	7,500 人	
			5,900 人	6,000 人	

2 計画の評価・検証

評価指標の達成に向けて、個別の事業の取組状況について評価・検証を行うとともに、2年に1回行われる市民意識調査の結果を踏まえ、事業の改善を行いながら進捗管理をしていきます。また、必要に応じて有識者などと意見交換をしながら、事業の進捗状況を評価・検証し、事業の推進を図ります。



資料編

1 文化芸術基本法

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必

要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演

等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二三日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三〇年六月八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 中間改定経過

年月日	内容
平成 30 年 3 月	第 2 次刈谷市文化振興基本計画策定
令和 4 年 4 月 27 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直しに係るアドバイザー依頼
令和 4 年 7 月 20 日 ～ 令和 4 年 8 月 1 日	団体ヒアリング調査実施
令和 4 年 7 月 27 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し【第 1 回作業部会】 議題 (1) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画の概要、進捗状況と中間見直しの方向性について (2) 調査の実施について (3) 今後のスケジュールについて
令和 4 年 8 月 8 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し【第 1 回懇話会】 議題 (1) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画の概要、進捗状況と中間見直しの方向性について (2) 調査の実施について (3) 今後のスケジュールについて
令和 4 年 10 月 6 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し【第 2 回作業部会】 議題 (1) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直しにおける団体ヒアリングについて (2) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画の進捗状況調査について (3) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し案について (4) 今後のスケジュールについて
令和 4 年 10 月 19 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し【第 2 回懇話会】 議題 (1) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直しにおける団体ヒアリングについて (2) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画の進捗状況調査について (3) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し案について (4) 今後のスケジュールについて
令和 4 年 12 月 15 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し【第 3 回作業部会】 議題 (1) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し案について (2) 今後のスケジュールについて
令和 4 年 12 月 23 日	第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し【第 3 回懇話会】 議題 (1) 第 2 次刈谷市文化振興基本計画中間見直し案について (2) 今後のスケジュールについて

3 刈谷市文化振興基本計画関連設置要綱

【刈谷市文化振興基本計画策定委員会設置要綱】

(設置)

第1条 文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)第4条の規定に基づき、本市における文化芸術の振興に関する施策の指針として第2次刈谷市文化振興基本計画(以下「第2次計画」という。)を策定するため、刈谷市文化振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第2次計画の策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部文化観光課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次計画が策定された時にその効力を失う。

【刈谷市文化振興基本計画懇話会設置要綱】

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき本市における文化芸術の振興に関する施策の指針として策定した第2次刈谷市文化振興基本計画（以下「第2次計画」という。）を見直すに当たり、文化芸術に関する団体等の意見を求めるため、刈谷市文化振興基本計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、第2次計画の見直しに関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民活動部文化観光課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

4 刈谷市文化振興基本計画策定委員・懇話会委員

【策定委員】

(○印は委員長)

団体名・役職名	氏名
名古屋芸術大学 学長	○竹本 義明
刈谷文化協会 会長	加藤 眞
刈谷音楽協会 理事長	渡利 典子
刈谷市観光協会 会長	杉浦 世志朗
刈谷市小中学校長会	尾出 知子
刈谷市文化財保護審議会 会長	山田 孝
刈谷市図書館協議会 委員長	近藤 輝和
刈谷市民ボランティア活動センター センター長	米田 正寛
KCSN共同事業体(刈谷市総合文化センター 館長)	早川 浩史
刈谷市民(公募)	鈴木 康則
刈谷市民(公募)	磯部 洋子

中間改定

【懇話会委員】

(○印は会長)

団体名・役職名	氏名
名古屋芸術大学 学長	○竹本 義明
刈谷文化協会 会長	酒井 陽次
刈谷音楽協会 理事長	加藤 美代子
刈谷市文化財保護審議会 会長	山田 孝

5 市内の指定・登録文化財

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
国指定	天然記念物	小堤西池のカキツバタ群落	井ヶ谷町	刈谷市	昭和13年8月8日
県指定	絵画	絹本著色来迎三尊仏	逢妻町 刈谷市歴史博物館	個人	昭和30年5月6日
県指定	絵画	絹本淡彩綱座天神像	小山町	敬専寺	昭和30年5月6日
県指定	絵画	絹本著色伝通院画像	天王町	楞嚴寺	昭和30年6月6日
県指定	彫刻	木造聖観音菩薩立像	元町	海会寺	昭和30年6月6日
県指定	彫刻	木造伽羅香木阿弥陀如来立像	高松町	崇福寺	昭和30年6月6日
県指定	書跡	往生要集	元町	専光寺	昭和30年6月6日
県指定	書跡	美濃国鍛冶系図	元町	専光寺	昭和30年6月6日
県指定	書跡	疫癘の御文		個人	昭和30年6月6日
県指定	考古資料	本刈谷貝塚出土品	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和49年4月10日
県指定	無形民俗	万燈祭	銀座	刈谷万燈保存会	平成12年11月21日
県指定	史跡	刈谷西部の縄文遺跡			
		その1 山の神遺跡	山池町	刈谷市	昭和42年3月17日
		その2 天子神社貝塚	小山町	天子神社	昭和42年3月17日
		その3 本刈谷貝塚	天王町	本刈谷神社	昭和42年3月17日
		その4 八ツ崎貝塚	小山町	刈谷市	昭和59年11月28日
		その5 芋川遺跡	一ツ木町	刈谷市	平成8年3月18日
市指定	建造物	重原陣屋の正門	半城土町	願行寺	昭和33年2月25日
市指定	絵画	絹本著色板倉重宗画像	恩田町	松雲院	昭和33年2月25日
市指定	絵画	絹本著色水野忠重画像	天王町	楞嚴寺	昭和33年2月25日
市指定	絵画	紙本著色土井利勝画像	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷頌和会	昭和33年2月25日
市指定	絵画	絹本著色光明本尊画像	野田町	教栄寺	昭和37年6月9日
市指定	絵画	方便法身尊影蓮糸阿弥陀如来画像	一ツ木町	法林寺	昭和37年6月9日
市指定	絵画	絹本淡彩真慧上人画像	元町	専光寺	昭和37年6月9日
市指定	絵画	地獄の絵巻物	元町	専光寺	昭和37年6月9日
市指定	絵画	神代小町絵巻	逢妻町 刈谷市歴史博物館	野田八幡宮	平成31年3月20日
市指定	絵画	絹本著色華陽院画像	天王町	楞嚴寺	平成14年5月16日
市指定	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	銀座	松秀寺	昭和33年2月25日
市指定	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	広小路	十念寺	昭和37年6月9日
市指定	彫刻	木造毘沙門天王像	井ヶ谷町	遊心寺	昭和59年8月7日
市指定	彫刻	円空仏釈迦如来像		個人	平成1年3月14日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	高松町	崇福寺	平成10年2月27日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	元町	実相寺	平成14年5月16日

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	広小路	十念寺	平成 17 年 6 月 30 日
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	広小路 十念寺	刈谷頌和会	平成 17 年 6 月 30 日
市指定	工芸品	伝通院調度品	天王町	楞嚴寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	獅子頭	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	祖母懷茶壺	逢妻町 刈谷市歴史博物館	永源寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	陶製狛犬	逢妻町 刈谷市歴史博物館	祖母神社	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	工芸品	仏塔		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	工芸品	明器男女俑		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	工芸品	天明釜	恩田町	松雲院	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	工芸品	紺糸緘胴丸具足・兜・陣羽織		個人	昭和 46 年 5 月 7 日
市指定	工芸品	鉄錆地塗紺糸緘塗込仏胴具足・尉頭形兜（伝水野勝成奉納）	逢妻町 刈谷市歴史博物館	野田八幡宮	昭和 59 年 8 月 7 日 平成 31 年 3 月 20 日
市指定	工芸品	櫓時計	城町 刈谷市郷土資料館	刈谷市	平成 9 年 3 月 13 日
市指定	書跡	蓮如上人の裏書	高津波町	金勝寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	細井広沢扁額	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	池大雅木額一秋葉殿	西境町	永福寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	池大雅木額一大悲閣	西境町	観音寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	書跡	月舟書群	恩田町	松雲院	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	書跡	棟札	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	書跡	棟札	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	書跡	静観堂屏風	高津波町	金勝寺	平成 30 年 7 月 27 日
市指定	典籍	村上文庫	住吉町 刈谷市中央図書館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	古文書	豊臣秀吉書状	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	古文書	刈谷町方文書	住吉町 刈谷市中央図書館	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	古文書	片桐石見守貞昌書状		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	紺紙金泥大般若経	元町	専光寺	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	松本奎堂書翰集	逢妻町 刈谷市歴史博物館	個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	増田長盛文書		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	京極高秀書状		個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	古文書	野田村古文書	野田町 野田史料館	野田史料館	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	古文書	三河国絵図	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷頌和会	平成 9 年 3 月 13 日
市指定	古文書	津田宣久判物	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	平成 25 年 1 月 24 日
市指定	古文書	福谷定乗書状	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	平成 25 年 1 月 24 日

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
市指定	古文書	国松久次書状	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	平成 27 年 2 月 18 日
市指定	考古資料	弓はずと牙製勾玉	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	石匙と石槍	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	弥生式土器	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	金環		個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	勾玉と提瓶	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	提瓶	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	壺	逢妻町 刈谷市歴史博物館	誓願寺	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	埴		個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	坏とかめ	逢妻町 刈谷市歴史博物館	個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	考古資料	金環	逢妻町 刈谷市歴史博物館	個人	昭和 37 年 6 月 9 日
市指定	有形民俗	切支丹禁制高札	逢妻町 刈谷市歴史博物館	個人	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	有形民俗	道祖神	西境町	永福寺	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	有形民俗	野田八幡宮絵馬群	野田町 野田史料館	野田八幡宮	昭和 63 年 11 月 8 日
市指定	有形民俗	新町の山車	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	平成 9 年 3 月 13 日
市指定	有形民俗	小垣江の山車	小垣江町 小垣江新田屋敷山車蔵	小垣江の山車 保存会	平成 10 年 2 月 27 日
市指定	有形民俗	肴町の山車	逢妻町 刈谷市歴史博物館	刈谷市	平成 12 年 8 月 21 日
市指定	無形民俗	野田雨乞笠おどり	野田町	野田雨乞笠 おどり保存会	昭和 59 年 8 月 7 日
市指定	無形民俗	奴のねり	寺横町	寺横町奴会	平成 11 年 11 月 17 日
市指定	無形民俗	市原稲荷神社祭礼の山車囃子	司町	刈谷山車祭 保存会	平成 27 年 2 月 18 日
市指定	史跡	土井家廟所	広小路 十念寺	個人	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	松本奎堂碑	司町	刈谷頌和会	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	宍戸弥四郎碑	広小路	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	中島秋挙句碑	司町	市原稲荷神社	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	豊田佐吉胸像	城町 亀城公園	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	宮城道雄供養塔	神田町	刈谷市	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	重原陣屋の跡	下重原町	重原公民館	昭和 33 年 2 月 25 日
市指定	史跡	八王子神社貝塚	泉田町	八王子神社	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	史跡	井ヶ谷古窯群	井ヶ谷町丘陵	刈谷市・愛知教 育大学・個人	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	史跡	水野家廟所	天王町	楞嚴寺	昭和 33 年 11 月 11 日
市指定	史跡	鎌倉街道伝承地	東境町	祖母神社	昭和 46 年 12 月 8 日

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
市指定	史跡	札の辻跡	銀座4丁目から 5丁目に至る交差点	愛知県 刈谷市 三菱UFJ銀行	昭和49年7月30日
市指定	史跡	椎の木屋敷跡	銀座	刈谷市	平成9年3月13日
市指定	天然記念物	クスノキ	元町	専光寺	昭和33年11月11日
市指定	天然記念物	シイ	今川町	乗蓮寺	昭和33年11月11日
国登録	建造物	刈谷市郷土資料館	城町	刈谷市	平成11年2月17日
国登録	建造物	愛知県立刈谷高等学校正門門柱	寿町	愛知県	平成29年6月28日
国登録	建造物	愛知製鋼刈谷工場旧試作工場 東棟（旧豊田自動織機製作所 自動車部試作工場）	豊田町	愛知製鋼株式会 社	平成30年5月10日
国登録	建造物	愛知製鋼刈谷工場旧試作工場 西棟（旧豊田自動織機製作所 自動車部試作工場）	豊田町	愛知製鋼株式会 社	平成30年5月10日

6 用語集

■アウトリーチコンサート

音楽への興味と関心をもたせるため、学校などへプロのアーティストなどを派遣して行うコンサートのこと。

■アトリウム

公共施設などのエントランス、またホテルやオフィスのロビーなどにある中庭風の広間のこと。

■加藤与五郎

生涯で300余りの研究を成し遂げ、フェライト磁石（酸化金属磁石）とフェライト製コア（酸化金属磁心）の発見、アルミナ（酸化アルミニウム）の新製造方法の発明という世界的な三大発明をした、野田村（現在の刈谷市）出身の発明家のこと。このことから、「フェライトの父」と賛辞され、また多くの発明をしたことから「日本のエジソン」と呼ばれ、世界の工業界に大きな貢献をした。

昭和55年（1980年）に刈谷市功労者、平成12年（2000年）に刈谷市名誉市民に推挙された。

■刈谷城

天文2年（1533年）に水野忠政によって築かれた城のこと。慶長5年（1600年）に水野勝成が初代藩主となり、以後9家22人の藩主が居城した。

廃藩置県後、政府所有となったことから、明治6年（1873年）に城郭建築物は入札による払い下げが行われ解体された。現在は、城跡に亀城公園が開設され、市民の憩いの場となっている。

■衣浦定住自立圏

近隣市町と連携して広域的な課題に取り組むため、中心地（刈谷市）と市町（知立市、高浜市、東浦町）が、自らの意思で1対1の協定を締結して形成した圏域のこと。

■衣浦東部広域行政圏

衣浦東部地域（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）の連絡調整、広域にわたる総合的な計画の共同作成、地域住民の福祉の増進などを図るために広域行政を推進する圏域のこと。

■近代化遺産

幕末から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物のこと。

■組踊

台詞と沖縄の伝統的な音楽と舞踊、舞踊を基礎とした所作で展開される歌舞劇のこと。

■国際芸術祭あいち（旧あいちトリエンナーレ）

令和4年（2022年）に愛知県で開催された都市型の国際芸術祭のこと。

■小堤西池のカキツバタ群落

刈谷市の最北部にある、京都・大田ノ沢、鳥取・岩美町の唐川と並ぶ日本三大カキツバタ自生地の一つのこと。カキツバタの群落として、昭和13年（1938年）には国の天然記念物に指定されている。花の見頃は5月中旬で、緑一面の湿地に清楚な青紫色の花を咲かせる。

■佐喜知庵

昭和58年（1983年）年に、美術館のオープンに合わせて併設された本格的茶室と、和室のこと。

■ストーリーテリング

図書館や学校などで、本などを用いず、語り手が口頭で覚えているお話を語る児童サービスのこと。

■パブリシティ

企業や団体がマスコミなどに対して積極的に情報を公開するなどして、報道されるよう働きかける広告、広報のこと。

■文化財等

文化財保護法で定義している「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」のこと。これらの文化財のうち、重要なものを国などが指定・選定・登録し、重点的に保護している。

文化財等の等には、土地に埋蔵されている埋蔵文化財（出土品を含む）や、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能のほか、近代化遺産や歴史的建造物を含んでいる。

■ポップカルチャー

大衆向けの文化全般である、漫画、アニメ、映画、ゲーム、テレビなどのこと。現在では「訴求力が高く、等身大の現代日本を伝えるもの」という意味でも使われる。

■まちなかコンサート

総合文化センター（市民ホール）のアトリウムをはじめ、学校や美術館などさまざまな場所で行うコンサートのこと。

■万燈祭

愛知県の無形民俗文化財に指定されている、安永7年（1778年）から二百有余年の歴史を誇る秋葉社の祭礼のこと。7月の最終土曜日と翌日の日曜日に開催され、初日を「新楽」、2日目を「本楽」といい、新楽では若衆たちが「万燈」を担いで市内を練り歩き、本楽では秋葉社の境内で舞が奉納される。

若衆が武者人形をかたどった「万燈」とよばれる高さ約5メートル、重さ約60キログラムの竹と和紙で作られた張子人形を一人で担ぎ、笛と太鼓のお囃子に合わせて舞う勇壮な祭りで、「天下の奇祭」と呼ばれている。

■民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で、人々の生活の推移を示すものこと。

■無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産のこと。我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」という。

■村上文庫

土井氏時代（1747年～1871年）の刈谷藩医であり、国学者であった村上忠順（1812年～1884年）が中心になり、村上家で購入、あるいは筆写し、所蔵していた古書群のこと。

村上文庫の資料は、昭和33年（1958年）、刈谷市の有形文化財に指定されている。

■メディアアート

既存の絵画や彫刻とは異なり、映像やデジタル技術、展示空間などさまざまな媒体を活用したアート作品のこと。

■森三郎

愛知県碧海郡刈谷町（現在の刈谷市）出身の童話作家のこと。

20歳のとき童話雑誌「赤い鳥」に「赤穴宗右衛門兄弟」を投稿して採用され、21歳で「赤い鳥社」に入社し、同社の編集記者として活躍した。

■有形文化財

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産のこと。我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいる。

■依佐美送信所

昭和4年（1929年）に建設された、当時としては世界最大級の無線送信施設のこと。

産業遺産としての価値を評価し、長波用送信機器及び関係資料を保存し、後世に伝えていくことを目的として、施設解体後の平成19年（2007年）4月に依佐美送信所記念館を開館し、送信機器類を数多く展示している。

■レジデントアーティスト

刈谷市のPRを目的として、創作活動や市民とのワークショップ活動、演奏などジャンルを問わず活動するアーティストのこと。

■SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

社会的ネットワークの構築もしくは人と人とのつながりを促進・サポートするサービスやウェブサイトのこと。

第2次刈谷市文化振興基本計画 中間改定版

発行 2023年（令和5年）3月

発行者 刈谷市 / 編集 市民活動部文化観光課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL 0566-62-1037

FAX 0566-27-9652